

埋蔵文化財発掘調査の手引き

埋蔵文化財包蔵地で土木工事や建築工事等を計画される方へ

調布市教育委員会

目 次

目次

I	埋蔵文化財の保護にあたって	1
1	文化財保護法について	1
2	埋蔵文化財とは	1
3	埋蔵文化財の保護	1
II	埋蔵文化財の取扱いと事務手続きについて	2
1	照会・事前相談	2
2	周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事等を行う場合の手続き	2
3	周知の埋蔵文化財包蔵地外での土木工事等を行う場合	6
	埋蔵文化財保護・調査の流れ	7
	届出書様式	9
	関係法令	21

埋蔵文化財等に関する窓口

調布市教育委員会郷土博物館 事業文化財係

〒182-0026 調布市小島町3-26-2

電話 042-481-7651 (直通)

FAX 042-481-7655

I 埋蔵文化財の保護にあたって

1 文化財保護法について

文化財保護法（以下「法」といいます。）は、「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」を目的に、昭和25年に制定されました。法では、「文化財」は貴重な国民的財産であり、国民は文化財の保護・活用のために行う措置に、誠実に協力しなければならないと明記されており、遺跡についても一定の保護を図るための規定が設けられています。

2 埋蔵文化財とは

埋蔵文化財とは、「土地に埋蔵されている文化財」のことをいいます。埋蔵文化財には、貝塚・集落跡・古墳・城跡等の遺構と、そこから出土する土器・石器・木製品・金属製品等の遺物が含まれます。これら埋蔵文化財が存在する土地を埋蔵文化財包蔵地（遺跡）と呼んでいます。古墳や城跡などのように外見から遺跡と判断できるもののほか、分布調査や過去に実施された発掘調査、古文書、伝承等により埋蔵文化財の存在が知られている土地を「周知の埋蔵文化財包蔵地」といい、この周知の埋蔵文化財包蔵地を地図に示したものが遺跡分布図です。しかし、埋蔵文化財は地中に埋もれているため、その分布範囲を正確に把握することは極めて難しく、現在表示している範囲は絶対的なものではありません。現時点で埋蔵文化財包蔵地の範囲外であっても、埋蔵文化財が存在する可能性はあります。工事などの際、新たに埋蔵文化財が発見された場合は、遺跡の範囲は変更されます。

3 埋蔵文化財の保護

市域には、周知の埋蔵文化財包蔵地が65箇所あります。これら埋蔵文化財は、その地域の歴史や文化の成り立ちを理解するうえで欠くことのできない貴重な歴史的遺産であり、埋蔵文化財を保護し、その価値を市民が共有することは、郷土への誇りや愛着を育む端緒にもなります。

このように貴重な財産である埋蔵文化財ですが、開発行為などの土木工事で一度破壊されてしまうと二度と復元することはできません。そのため埋蔵文化財の保護の方法としては、現状のまま土中に埋まった状態で将来に伝えていく「現状保存」が最も望ましい方法であり、調布市では、埋蔵文化財包蔵地内での開発は極力現状保存をお願いしています。予定されている開発計画が埋蔵文化財に影響を及ぼす恐れがある場合は、事前協議を行い、埋蔵文化財の保護に対して御理解をいただいたうえで今後の対応を決定します。その方法としては、開発の中止、遺跡を壊さないよう設計変更するなどがありますが、開発計画の見直しができず、やむを得ず遺跡を破壊してしまう場合は、工事の前に発掘調査を行い、「記録保存」を図ります。このため、埋蔵文化財包蔵地内で開発行為を行う場合には、所定の手続きが必要です。次ページ以降、手続きについての説明がありますのでお読みいただき、埋蔵文化財の保護に御理解と御協力をお願いします。

Ⅱ 埋蔵文化財の取扱いと事務手続きについて

1 照会・事前相談

市内で建築・土木工事等を計画している方は、できるだけ早い段階に、開発予定地が周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）に該当するかどうかを市教育委員会郷土博物館に照会・確認してください。照会は、窓口以外に電話、ファクシミリ等でもお受けしています。埋蔵文化財包蔵地に該当するかどうかは、「遺跡分布図」と照合したうえで回答します。「遺跡分布図」は、郷土博物館の他、都市計画課（調布市役所7階）及び建築指導課（同8階）でも配布しています。また、東京都教育委員会が提供している web サイト「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」からも、各区市町村の遺跡分布図が閲覧できます。

※「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」(<http://tokyo-iseki.jp/>)

【照会・事前相談窓口】

調布市教育委員会郷土博物館 事業文化財係

〒182-0026 調布市小島町3-26-2

電話 042-481-7651 FAX 042-481-7655

※専門職員が調査等で不在の場合があります。詳細を知りたい方や御相談のある方は事前に御連絡ください。

2 周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事等を行う場合の手続き

開発予定地の全部、または一部が周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲に含まれる場合は、法第93条第1項に基づく届出が必要です。この届出は、工事着手の60日前までに、市教育委員会を經由して東京都教育委員会教育長宛に提出することが義務付けられています。ただし、実際の工事を伴わない不動産取引などの場合は、その時点での届出は必要ありません。具体的に建築・土木工事等が計画された時点で届出を提出していただきます。

(1) 届出

法第93条第1項に基づき、工事着手の60日前までに、下記の所定文書と添付資料を郷土博物館窓口にご各1部提出してください。届出に必要な書類は、調布市のホームページ(<http://www.city.chofu.tokyo.jp>)からダウンロードできます。

ホーム→「観光・文化・スポーツ」→「歴史・文化財」→「埋蔵文化財」→「遺跡発掘調査に係る書類」

【提出書類】

- ①「埋蔵文化財の調査について（依頼）」（市教育委員会宛の発掘調査依頼書）
- ②「承諾書」（市教育委員会教育長宛、出土品の権利放棄等の承諾書）
- ③「埋蔵文化財発掘の[届出・通知]について」（都教育委員会宛、表裏記入）
- ④「承諾書」（都教育委員会教育長宛、出土品の権利放棄等の承諾書）
- ⑤「別紙承諾書」（都教育委員会教育長宛、土地所有者と発掘届出者と異なる場合、両者が工事・発掘届の提出に同意していることを示す文書）

【添付資料】

- ①案内図（開発予定地を明示した住宅地図等）
- ②工事平面図（建物の配置図・1階平面図）
- ③工事断面図（基礎工事等の掘削深度がわかる図面、基礎伏図・矩計図・地盤改良図等）

※押印、提出日、郵便番号を忘れずをお願いします。

※提出書類は各1部です。

※図面類は、A4サイズに縮小して提出してください。調査の内容によっては、別途正しい寸法の採れる図面を提出していただく場合があります。

※提出後に設計・建築図面（特に基礎部分）に変更が生じた場合は、速やかに郷土博物館に連絡してください。

(2) 東京都教育委員会からの指示

提出された「届出」は、市教育委員会の意見を添えて東京都教育委員会に提出します。提出後、10日から2週間程で、東京都教育委員会から法第93条第2項に基づく「指示」が発掘届出者に通知されます。指示の内容には、「慎重工事」「立会調査」「試掘（確認）調査」があります。

※東京都からの指示文書の送り先は、発掘届出者または代理人の何れかを選択できます。

(3) 立会調査

建築工事の基礎が浅い場合や掘削深度が浅い場合など、工事の内容が埋蔵文化財に影響がないと判断された場合は、掘削工事の際（根切り等の掘削時）に市教育委員会の専門職員が立会い、工事が埋蔵文化財に影響を及ぼしていないかを確認する「立会調査」を実施します。

立会調査は、基本的に工事の進行に影響のない範囲で、写真撮影などの調査を行います。立会調査の結果、埋蔵文化財が発見された場合は、その場で工事を中断していただき、埋蔵文化財保護のための協議を行います。なお、埋蔵文化財の存在が確認されなかった場合は、そのまま工事を進めていただいて構いません。

※掘削工事の日程を、着手2日から3日前までに郷土博物館に連絡してください。

(4) 慎重工事

開発予定地で、過去に発掘調査が行われていたり、既に削平されていたりするなど、埋蔵文化財が既に消失している可能性が高い場合は、専門職員の立会い等はありません。埋蔵文化財包蔵地内での工事ということを念頭に置き、慎重に工事を実施していただきます。なお、工事中に遺構・遺物が発見された場合は、直ちに郷土博物館に連絡してください。

(5) 試掘調査

建築・土木工事等によって埋蔵文化財が破壊される可能性がある場合は、工事に先立って「試掘調査」を実施します。試掘調査は、開発予定地の埋蔵文化財の状態や規模を判断するために行います。工事着工前の更地の状態で行いますので、既存建物など構造物がある場合、植木・作物などが残っている場合、舗装されている場合などは試掘調査ができませんので、あらかじめ撤去をお願いします。

ア 調査方法

試掘調査には、建物建設予定地を対象に幅2m程の試掘溝を掘るトレンチ方式と、数m四方の試掘坑を均等に開けるグリッド方式がありますが、どちらの方法を選択するかは、専門職員が現地を確認したうえで判断します。

調査面積は、調査対象面積の10%を目途に設定します。ただし、過去の調査例から遺構が発見される可能性が高いと判断される場合は、本調査の時間短縮や、本調査の費用・期間の積算のため、建設予定地全域を試掘することもあります。

イ 試掘調査期間

試掘調査は、東京都からの通知文書が届き次第、実施することができますが、調査組織や重機の手配など調査体制を整えるのに10日間程必要です。試掘調査自体は、工事面積等の規模や埋蔵文化財の分布密度によって異なりますが、概ね1日から7日間程で終了します。

ウ 調査費用

試掘調査の費用は、大規模開発等を除き、原則として公費負担で実施します。ただし、年度末で調査費用が不足しているなど、予算執行の都合上、次年度に試掘調査を延期する場合があります。ただし、このような場合でも、重機や作業員の手配など、事業者へ調査への御協力をいただける場合は、調査期日について事業者の都合に合わせることは可能です。

エ 調査結果

試掘調査の結果、埋蔵文化財の存在が確認され、予定されている建築・土木工事等が地下の埋蔵文化財に影響を与える可能性が高いと判断された場合は、埋蔵文化財保護のための協議を行い、発掘調査（本調査）を実施します。

試掘調査の結果、埋蔵文化財が発見されなかった場合は、建築・土木工事等を進めてください。調査完了後、事業者あてに「埋蔵文化財発掘調査報告書」を送付します。

(6) 発掘調査（本調査）

試掘調査または立会調査により遺構・遺物が確認され、予定されている建築・土木工事が埋蔵文化財に影響を与える恐れがある場合には、敷地内の埋蔵文化財保護のための協議を行います。埋蔵文化財の保護の方法としては、「現状保存」が最も望ましい方法であり、具体的には以下のような方法があります。

- ①試掘調査の結果に基づき、遺構のない部分で工事を行う。
- ②建物基礎等の掘削深度を浅くするか盛土をするなど、工事が遺跡に影響を及ぼさないようにする。

このような措置が取られ、工事が埋蔵文化財に影響を及ぼさないと判断された場合は、発掘調査が回避されることもあります。

事業者との協議の結果、やむを得ず現状のまま保存を図ることができない場合は、次善の策として、破壊されてしまう遺跡の内容を写真や図面等に記録し、後世に残す「記録保存」のための発掘調査を行います。

※埋蔵文化財を学術的に解明するため、あるいは保存を目的に必要な基礎資料を得るために実施する発掘調査は「学術調査」といいます。

ア 発掘調査の費用

発掘調査に要する費用は、原則として事業者負担していただきます。調査費用とは現地調査費、調査終了後の整理調査費、報告書作成費などです。調査費用は、実際にはそのほとんどが人件費で占められています。調査の規模によっては、プレハブ事務所やトイレ等の賃料や水道の設置費なども見込まれ、通常の工事現場の設備と同様の体制が組み込まれることもあります。

なお、営利を目的としない、個人の専用住宅等の工事にかかわる発掘調査の費用については、公費負担です。

イ 発掘調査の期間

調査期間は、調査対象面積、遺構の種類や分布密度、遺物の出土量などにより異なります。発掘調査は基本的に、全工程のほとんどが人力による作業であり、精密な作業が求められるため、工事着手前に十分な期間の確保をお願いします。

ウ 発掘調査体制と調査機関の選定

記録保存を目的とする発掘調査は、埋蔵文化財の破壊や現状変更を伴うため、高い精度と適切な内容が要求されるとともに、発掘担当者には専門的知識と技術、経験が必要となります。そのため、発掘調査を実施する場合は、専門的な調査組織に委託することとなります。調布市では、市内の遺跡調査を実施するため設立された任意団体、「調布市遺跡調査会」に委託する形で発掘調査を実施するのが通例ですが、調査会とは別に、専門的な調査を実施できる民間の発掘調査組織を紹介することもできます。

委託する発掘調査組織が決定したら、市教育委員会・事業者・発掘調査組織の間で三者協定を結びます。その際、市教育委員会は、文化財保護の立場から調査の適正化を図るため、調査精度や期間などについて指示します。

エ 発掘届の提出

事業者と発掘調査機関が契約を締結し、調査を実施する場合、法第 92 条第 1 項により「埋蔵文化財発掘調査の届出」を、発掘調査に着手する 30 日前までに東京都教育委員会に提出しなければなりません。

オ 発掘調査の実施

発掘調査は、現場での発掘作業と出土品の整理作業に分かれ、報告書を刊行した時点で、全ての発掘調査が終了したことになります。整理作業は、現場で記録した図面や写真等の整理や、出土品の洗浄・注記・接合復元・実測等の作業と、報告書の作成作業からなります。通常、整理作業は現場とは別の場所で行いますので、現地での発掘作業が終了した時点で、工事に着手することができます。

(7) 発掘調査終了後の処置

発掘調査により発見された土器や石器等の出土品は、遺失物法の適用を受けることになります。発掘調査終了後、調査主体者は、所轄警察署に「埋蔵物発見届」を提出するとともに、東京都教育委員会に「埋蔵文化財保管証」を提出します。届出を受けた警察署長は公告の手続きを取り、所有者が判明しないときは、法第 105 条第 1 項の規定により、出土品の所有権は東京都に帰属します。また、東京都は、東京都文化財保護条例第 43 条に基づき、出土品の所有権を、発見された土地を管轄する区市町村に帰属させることができます。

※発掘調査を行った土地の所有者に所轄警察署から、「埋蔵物件預り書」や東京都教育委員会から「埋蔵物の文化財認定及び出土品の帰属について（通知）」が届きます。

3 周知の埋蔵文化財包蔵地外で土木工事等を行う場合

土木工事等の計画予定地が、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲に入っていない場合には、文化財保護法に基づく届出は必要ありません。ただし、工事中に埋蔵文化財を新たに発見したときは、法第 96 条第 1 項の規定により、事業者はその現状を変更せずに、遅滞なく、遺跡発見に関する届出を、市教育委員会を經由して東京都教育委員会に届出なければなりません。この届出を怠るか、または虚偽の届出をした場合には、法第 203 条に基づき、処罰の対象となります。

新たな遺跡が発見された場合は、事業者から遺跡発見届が提出された時点、また届出が提出されていなくても遺跡が発見された時点で、当該遺跡の取扱いについて協議を行います。この際の協議の内容は、周知の埋蔵文化財包蔵地内で事業を行う場合と同じです。

※東京都教育委員会は、届出の有無にかかわらず、その遺跡が重要で保護のための調査を行う必要があると認めたときは、期間と区域を定めて、現状変更の停止または禁止を命ずることができます。この命令に従わなかった場合には、法第 197 条第 2 項により処罰の対象となります。